（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条・第二条）」を「（第一条―第二条の二）」に、「第三十八条の十八」を「第三十八条の十九」に改める。

第二条第一項第三号中「12」の下に「、15」を加え、「19、20」を「19から20まで」に改め、「第十二号」の下に「、第十五号」を加え、「第十九号、第二十号」を「第十九号から第二十号まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（適用の除外）

第二条の二　この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合には、当該業務については、適用しない。

一　令別表第三第二号15に掲げる物及び別表第一第十五号に掲げる物（以下「酸化プロピレン等」という。）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

二　酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

第二十七条に次の一項を加える。

2　第二十六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

第三十六条第三項中「14」の下に「、15」を、「19」の下に「、19の2」を加える。

第三十八条の三中「14」の下に「、15」を、「19」の下に「、19の2」を加える。

第三十八条の十七中「一・三―ブタジエンを」を「一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエン又は一・四―ジクロロ―二―ブテンを」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（一・三―プロパンスルトン等に係る措置）

第三十八条の十九　事業者は、一・三―プロパンスルトン又は一・三―プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三―プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコックを除く。）については、一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅固な材料で造り、かつ、当該設備のうち一・三―プロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三―プロパンスルトン等の濃度、温度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること。

二　プロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が一・三―プロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときまで、一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から一・三―プロパンスルトン等が漏えいすることを防止するため、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

三　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

イ　開閉の方向を表示すること。

ロ　開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三―プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

四　一・三―プロパンスルトン等の接合部については、当該接合部から一・三―プロパンスルトン等の漏えいの有無を点検すること。ただし、色分けのみによるものであつてはならない。

五　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。

イ　開閉の方向及び開閉の区分等を表示すること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることが確認できる装置を設けるときは、この限りでない。

ロ　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、二重に設けること。

六　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認するときは、この限りでない。

七　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する労働者が当該送給を誤ることによる一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ　バルブ、コック等（一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は容器に原材料を送給するとき、及び当該設備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ　冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ　計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ　安全弁その他の安全装置の調整

ホ　蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三―プロパンスルトン等の漏えいの有無の点検

ヘ　試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト　容器の運搬及び貯蔵

チ　設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理

リ　異常な事態が発生した場合における応急の措置

ヌ　保護具の装着、点検、保管及び手入れ

ル　その他一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置

九　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を不浸透性の材料で造ること。

十　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造ること。

十一　設置する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものには、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

十二　一・三―プロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。

十三　前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三―プロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。

十四　一・三―プロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。

十五　一・三―プロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、定めて集積しておくこと。

十六　その日の作業を開始する前に、一・三―プロパンスルトン等が入つている容器の状態並びに当該設備又は容器の及び一・三―プロパンスルトン等による汚染の有無を点検すること。

十七　前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三―プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

十八　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備若しくは容器に一・三―プロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三―プロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

十九　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場である旨

ロ　一・三―プロパンスルトン等の人体に及ぼす作用

ハ　一・三―プロパンスルトン等の取扱い上の注意事項

ニ　使用すべき保護具

二十　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一・三―プロパンスルトン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ　従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ロ　事業者が講じた応急の措置の概要

二十一　第十九号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

第三十九条に次の一項を加える。

5　令第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。